



R6.4.1

診療分から

通院時の医療費！ 18歳年度末まで対象

～ 草加市こども医療費支給制度 ～



変更点

令和6年3月まで		→	令和6年4月から
通院	中学校卒業まで支給 (15歳到達後最初の3月31日まで)		通院・入院とも 18歳の年度末まで 支給対象（無償化）
入院	18歳の年度末まで支給 (18歳到達後最初の3月31日まで)		

※令和6年3月31日までの通院は、15歳年度末まで対象です。

受給者証が新しくなります 令和6年3月下旬に発送予定です

子ども1人につき1つの封筒で送付します。
対象の子どもが2人以上いる家庭では、
到着するタイミングが異なる場合があります。

こども医療費の財源は市民の皆さんの大切な税金です。適正受診にご協力ください。



こども医療費支給制度とは・・・

草加市に住民登録があり、健康保険に加入する子どもの保険診療の一部負担金を市が助成しています。利用には登録が必要です。
詳しくは子育て支援課 手当・給付係へ TEL048-922-1476（直通）



草加市観光大使
パリポリくん